

消費者庁の主な所管法の執行における  
関係省庁、地方支分部局等、都道府県との関係について

法律名	関係省庁との関係	地方支分部局等との関係	都道府県との関係
特定商取引法	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁長官、経済産業大臣その他の関係大臣は、それぞれ主務大臣として、指示、業務停止命令、報告徴収・立入検査の権限を持つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁長官は、その権限を経済産業局長に委任するとともに、同局を指揮監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事は、指示、業務停止命令、報告徴収・立入検査の権限を持つ（消費者庁と同様）</li> </ul> <p>【自治事務】</p>
景品表示法	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁長官は、措置命令、報告徴収・立入検査の権限を持つ</li> <li>公正取引委員会に報告徴収・立入検査の権限を委任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正取引委員会の地方事務所は、管内の事件について、報告徴収・立入検査を実施（消費者庁と指揮監督関係にはない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事は、指示、報告徴収・立入検査の権限を持つ</li> <li>都道府県知事は、消費者庁へ措置を請求できる</li> </ul> <p>【自治事務】</p>
JAS 法 (品質表示基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者庁長官、農林水産大臣は、それぞれ指示、立入検査・報告徴収の権限を持つ</li> <li>措置命令は消費者庁長官からのみ</li> <li>農林水産大臣は、消費者庁長官に措置命令を要請できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣は、その権限を地方農政局長に委任（消費者庁と指揮監督関係にはない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事は、措置命令、指示、立入検査・報告徴収の権限を持つ（消費者庁と同様）</li> </ul> <p>【自治事務】</p>

法律名	関係省庁との関係	地方支分部局等との関係	都道府県との関係
食品衛生法 (表示基準)	・消費者庁長官は、虚偽の表示・広告等の違反について、廃棄・危害除去等の命令、報告徴収・検査・収去の権限を持つ	(地方支分部局等は権限を有しない)	・都道府県知事は、虚偽の表示・広告等の違反について、廃棄・危害除去等の命令、報告徴収・検査・収去の権限を持つ (消費者庁と同様)  【法定受託事務】
特定商品等の預託等取引契約に関する法律	・消費者庁長官は、業務停止命令、報告徴収・立入検査の権限を持つ	(地方支分部局等は権限を有しない)	(都道府県は権限を有しない)
消費者安全法	・内閣総理大臣は、措置要求、事業者に対する命令、譲渡禁止・制限等の権限を持つ  ・消費者庁長官は、報告徴収・立入調査、事業者に対する勧告の権限を持つ	(地方支分部局等は権限を有しない)	・都道府県知事等が、報告徴収・立入調査の事務を行うことを同意した場合、当該都道府県知事等は、同事務についての権限を持つ  【法定受託事務】

注1)「自治事務」...地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの。

注2)「法定受託事務」...法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国又は都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、国又は都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。